

超高磁場 MRI 研究施設利用委員会規程

第1条 超高磁場 MRI 研究施設（以下「研究施設」という。）を利用するにあたり適正かつ円滑なる運営を図るため、利用委員会を設ける。

第2条 利用委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 研究施設における臨床または基礎研究の円滑なる運営に関する事
- (2) 研究施設利用についての課題審査に関する事
- (3) 研究施設利用採択課題の配分の調整に関する事
- (4) 先端医療研究センター運営委員会への上申事項に関する事
- (5) その他

第3条 利用委員会の委員は、次の者をもって構成し、学長が任命する。

- (1) 研究施設長
- (2) 医学部、歯学部および教養部に所属する教育職員で研究施設を利用する者 若干名
- (3) 研究施設に所属する職員
- (4) 委員長が指名する者 若干名

第4条 利用委員会の委員長は、研究施設長をもってあてる。

- 2 委員長は、委員会を招集し議長となる。
- 3 委員長に事故ある時は、委員長が指名する委員がその職を代理する。

第5条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴取することができる。

第7条 研究施設における研究等に要する消耗品等必要経費は、研究者の負担とする。

第8条 利用委員会の事務は、学務部がこれにあたる。

第9条 この規程の改廃は、先端医療研究センター運営委員会の議を経て学長が行なう。

附 則

- 1 . この規程は平成12年8月23日から施行する。